



2018年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社 ツ ガ ミ
 代表者名 代表取締役 CEO 西嶋 尚生
 (コード番号6101 東証第一部)
 問合せ先 代表取締役 CFO 本間 利雄
 (TEL : 03-3808-1711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月20日開催予定の第115期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、取締役会のガバナンス体制を強化するとともに、取締役会の業務執行権限の一部を取締役へ委任することにより業務執行の機動性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する定めを新設し、監査役および監査役会に関する定めを削除するとともに、関係条文について所要の変更を行うものです。

(2) 単元株式数の変更

全国証券取引所が推進している「売買単位の集約に向けた行動計画」に沿って、単元株式数を1,000株から100株に変更するものです。

(3) その他

目的、招集等について若干の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第7条(単元株式数)の変更につきましては2018年10月1日をもって、その余の変更につきましては本株主総会終結の時をもって生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条 (省略)	第1条～第2条 (現行通り)
(目的)	(目的)
第3条 (省略)	第3条 (現行通り)
1. ～6. (省略)	1. ～6. (現行通り)
(新設)	<u>7. 前各号に関する技術指導およびコンサルティン</u>
	<u>グ</u>
<u>7. (省略)</u>	<u>8. (現行通り)</u>
(機関)	(機関)
第4条 (省略)	第4条 (現行通り)
1. (省略)	1. (現行通り)

現行定款	変更案
<p>2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. (省略)</p>	<p>2. 監査等委員会 (削除) <u>3. (現行通り)</u></p>
<p>第5条 (省略)</p>	<p>第5条 (現行通り)</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第6条 (省略)</p>	<p>第6条 (現行通り)</p>
<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>第8条～第10条 (省略)</p>	<p>第8条～第10条 (現行通り)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集) 第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時招集する。<u>株主総会は、東京都、新潟県または長野県において開催する。</u></p>	<p>(招集) 第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時招集する。</p>
<p>第12条～第17条 (省略)</p>	<p>第12条～第17条 (現行通り)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数) 第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p>	<p>(員数) 第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は10名以内とし、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法) 第19条 (新設)</p>	<p>(選任方法) 第19条 <u>取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p>
<p>(省略)</p>	<p>2. (現行通り) 3. (現行通り)</p>
<p>2. (省略)</p>	<p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、および取締役相談役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および招集通知) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長がこれを招集する。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。招集通知は、会日の4日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の役割) 第25条 (省略)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約) 第27条 (省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第28条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長、その他の役付取締役を若干名置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および招集通知) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長がこれを招集する。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。招集通知は、会日の4日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行通り)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の役割) 第26条 (現行通り)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約) 第28条 (現行通り)</p> <p>第5章 監査等委員会 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の4日前に発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議)</u> 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(報酬等)</u> 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任限定契約)</u> 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第36条～第39条 (省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の4日前に発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第6章 計算</p> <p>第31条～第34条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="874 237 1007 264">第7章 附則</p> <p data-bbox="900 277 1297 304"><u>(監査役の責任限定に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="874 318 1449 459">第35条 当社は、第115期定時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、従前の例による。</p>
(新設)	<p data-bbox="874 510 1449 616">第36条 第7条（単元株式数）の変更は、2018年10月1日に効力を生ずるものとし、同日をもって本附則を削除する。</p>